

○長崎国際大学 教職課程委員会規程

(平成24年4月1日制定)

改正 平成26年12月1日 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、長崎国際大学において教職課程の質保証・向上等に積極的に取り組み、実践力や教育課題に対応できる質の高い教員養成を行うため、全学的な協力の下で教職課程に必要な事項を審議することを目的とする。また、教職課程を担当する教員の資質能力の向上にも取り組む。

(設置)

第2条 長崎国際大学に教職課程委員会(以下「委員会」という)を置く。

(構成員)

第3条 委員会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 教員

ア 副学長

イ 教職課程の認定を受けている学部において学部長が選出した専任教員

ウ イ以外の学部から選出された専任教員

エ 全学教育会議から選出された専任教員

オ 委員長が指名した者

カ その他学長が必要と認めた者

(2) 事務職員

ア 事務局長もしくは事務局次長

イ 教務課長

(委員長)

第4条 委員会に正副委員長を置き、教職課程の認定を受けている学部の専任教員の中から、運営会議の議を経て学長が決める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、副委員長が前項の職務を代行する。

(委員会の開催と招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、構成員の半数以上の開催要求がある場合は、委員長はすみやかに委員会を招集しなければならない。

3 委員会に専門的事項を審議するとともに必要な事項を処理するために部会を置くことができる。

(定足数)

第6条 委員会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。

(審議事項)

第7条 委員会は、教職課程に関する次の事項を行う。

(1) 教職課程の全学的支援及び連携に関する事項

(2) 教職課程の編成及び実施方針に関する事項

(3) カリキュラムの策定及び改正に関する事項

(4) 教育実習生・介護等体験の派遣計画の策定に関する事項

(5) 教員免許状更新講習に関する事項

(6) その他、教職課程教育の運営に関する必要な事項

(議決)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決する

ところによる。

(構成員以外の出席)

第9条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 前項の者は、議決に参加することはできない。

(審議事項の報告等)

第10条 委員会で審議し議決された事項については、委員長はこれを学長及び学部長に報告しなければならない。

2 学長又は学部長は、前項で報告された事項については、必要に応じて全学教授会、学部教授会の審議事項として提案するものとする。

3 前項以外の事項については、全学教授会に報告するものとする。

(任期)

第11条 正副委員長及び第2条第1号の任期は2年とし、その始期は4月1日とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の者において、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、教務課が行う。

(改定)

第13条 この規程の改定は、委員会の議を経て全学教授会に諮り学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則(平成26年12月1日)

この規程は、平成26年12月1日から施行する

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。